

文書承認に関する規定

1. 目的

本規定は、本会の運営に必要な定款、規定及びマニュアル等の文書の制定や改訂に際し、それらの承認機関もしくは承認者を明確にすることで、適正かつ効率的な運営に繋げることを目的とする。

2. 文書の承認機関又は承認者

定款の改訂は総会での議決とする。規定、マニュアル及び試験方法に関する文書の承認機関は理事会とするが、それらの改訂レベル（改定内容の大きさ）が比較的軽微の場合、理事会は専務理事にその承認権限を委譲できる。改定内容のレベルの判断は、専務理事と事務局長との合意とする。

また、理事会の承認が必要な場合であっても、早急に改訂する必要がある場合は、幹事会又は常任理事会の承認で改訂することができ、その必要性は専務理事が判断する。

専務理事の承認により規定類を改訂した場合、及び幹事会又は常任理事会の承認で規定類を改訂した場合は、その内容を理事会で報告する。

定款を含め文書類の最終承認機関または承認者を次の通りとする。

文書の種類	改訂の内容	承認機関 又は承認者	備考
定款	変更	総会	
規定	制定	理事会	新たに制定する場合
	改訂 1: 趣旨や内容の変更、または項目の追加等がある場合	理事会	
	改訂 2: 趣旨や大きな内容の変更等を殆ど伴わない場合 (例: 文言や文章の校正的な修正、解説文の追加等)	専務理事	所管委員会がある場合は、委員会の承認を受けて、専務理事が判断する。
	廃止	理事会	既存の規定を廃止する場合
マニュアル	制定	理事会	新たに制定する場合
	改訂 1: 趣旨や内容の変更、または項目の追加等がある場合	理事会	
	改訂 2: 趣旨や内容の変更等を殆ど伴わない場合 (例: 文言や文章の校正的な修正、解説文の追加等)	専務理事	所管委員会がある場合は、委員会の承認を受け、専務理事が判断する。
	廃止	理事会	既存のマニュアルを廃止する場合
試験方法	制定	理事会	新たに制定する場合
	改訂 1: 規定する項目や内容の変更 (例: 試験条件を比較的大きく変更する場合)	理事会	
	改訂 2: 軽微な変更又は解説文の追加 (例: JIS の追補等による文言の修正又は追加)	専務理事	所管委員会の承認を受け、専務理事が判断する。
	廃止	理事会	既存の試験方法を廃止する場合

制定： 2020年5月18日